

第48回 にしのみや市民祭り「キッチンカー」募集要項

1. にしのみや市民祭りの概要

【開催日】 令和5年10月28日（土）

【時 間】 11:00～18:30（※キッチンカーを含む屋外イベントは17:00まで）

【場 所】 西宮市役所本庁舎周辺（西宮市六湛寺町10番3号）

【主 催】 にしのみや市民祭り協議会（以下「協議会」という。）

【テーマ】 想いをつなぐ 地域の絆

【実施イベント】

- ①ロードステージイベント 開会セレモニー、だんじり等
- ②ステージイベント ダンスやパフォーマンス、バンド演奏等
- ③ブース・バザール 飲食物・雑貨販売、展示、ゲーム、体験等
- ④子どもコーナー 人形劇や紙芝居、飲食物販売、ゲーム等
- ⑤みやたんイベント 西宮市キャラクター「みやたん」をテーマにした会場周遊型の参加型イベント
- ⑥そ の 他 消防体験コーナー、ストリートピアノ等

【近年の来場者数】

回数	開催日	来場者数	備考
第43回	平成30年10月27日(土)	約3万7千人	
第44回	令和元年10月26日(土)	約3万3千人	
第47回	令和4年10月22日(土)	約1万8千人	コロナ対策のため飲食ブースなし

※第45回は開催中止、第46回はオンライン開催

2. キッチンカー出店資格

- (1) 食品衛生法に基づく西宮市内での自動車による営業許可を取得している者（個人または法人）
 - ※飲食店営業（自動車）、菓子製造業（自動車）、喫茶店営業（自動車）のいずれかに該当すること
 - ※出店申込時点において営業許可を取得済みかつ市民祭り開催日（令和5年10月28日）に営業許可が有効であること
 - ※出店に際しては、取得している営業許可の業種、品目の制限その他の条件を付されている場合はその範囲に限る
 - ※名義貸しや又貸し、共同使用は禁止する
- (2) 食品衛生責任者を設置している
- (3) 出店に際しては、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している
- (4) 反社会的勢力でなく、また反社会的勢力との関係がない
- (5) 政治的・宗教的な活動（類似行為を含む）を目的としていない
- (6) キッチンカー出店後に、別途案内する「キッチンカー出店実績報告書」（販売数量、売上、従事人数、使用した食器等の種類、数量など）を提出する
- (7) にしのみや市民祭りの趣旨を理解し、これに賛同している

3. 参加分担金（出店料）

20,000円

※出店決定者には後日請求書を送付しますので、10月17日（火）までに指定口座へお振込み

ください。10月18日（水）以降のキャンセルについては、参加分担金の返金はいたしませんので予めご了承ください。

※荒天、災害の発生等により開催中止となった場合は、参加分担金を返金いたします。ただし、開催の途中で中止になった場合は返金できません。

※開催中止により出店決定者に生じた損害について、協議会では一切責任を負いかねますので予めご了承ください。（仕入や仕込み・運搬等の準備に要した経費、売上げ、人件費等に対する補償等は一切ありません。）

※出店決定後に出店を取りやめる場合は、すみやかに協議会事務局まで連絡してください。

4. 募集枠数および出店エリア・スペース

(1) 募集枠数：キッチンカー5台程度

(2) 出店エリア：市役所本庁舎の東側（庁舎敷地内のアスファルト部分）



※エリア内での各キッチンカーの出店位置は、協議会が指定し出店決定者にお知らせします。

※市役所本庁舎敷地内工事の影響（仮囲い等）により、キッチンカーエリアへの来場者の流入数に影響が生じる可能性があります。また、キッチンカーエリアでは、車両の通り抜けやUターンができません。（キッチンカーのバック駐車等が必要）

※アスファルト部分には多少の傾きがあります（水平ではありません）

(3) 出店スペース：間口6m以内×幅2.5m以内（車両サイズ：長さ6m以内×幅2m以内）

※出店スペースは各車両サイズに応じて協議会が決定します。詳細は、出店決定者にお知らせします。

※走行時の車両サイズが上記基準以内であっても、車両の側面や後方のドア等を展開（開放）させる必要があり、車両の部品が出店エリア内に収まらない場合等はその程度によっては出店できない場合があります。（事前に要相談）

※スペースの都合上、キッチンカーの外に自立式の看板等を設置できない場合があります。（事前に要相談）

5. 販売する商品・方法

上記「2. キッチンカー出店資格（1）」の営業許可で認められた飲食物を販売してください。
なお、販売する商品・方法については、次の点に留意してください。

- (1) 法令等に違反する飲食物や、市民祭り協議会が適当でない判断した物は販売できません。
- (2) 内容は「出店申込書」のとおりとし、当日の変更は認められません。
- (3) 販売価格は、市民祭りの趣旨に合わせ、できるだけ安価となるように設定してください。
- (4) 営業許可を得た車両内で調理・販売してください。
- (5) キッチンカーの外で調理・販売等を行うことはできません。
- (6) 飲食物以外の物品の販売はできません。
- (7) 市民祭り終了まで販売できる数量を準備し、早めに出店を終えることは避けてください。

6. 水道使用および排水処理

- (1) 使用できる水道は六湛寺公園内の2カ所のみです。
- (2) 公園内の水道での洗い物は禁止です。（洗剤や油を流さないでください）
- (3) 出店により出た排水は、各出店者が持ち帰り適正に処理してください。

7. 電源

- (1) 発電機の使用およびアイドリングによる発電は禁止します。
- (2) 電気コンセント（差込口が2つのものに限る）は市民祭り協議会で用意しますので、使用する電気器具の種類・数量、電気容量を出店申込書に記入してください。
※電気容量に限りがありますので、電気使用は出店に不可欠なものに限定してください。
※当日のコンセント数、電気容量の追加には対応できません。また、申込書提出後の変更に関しては対応いたしかねます。
- (3) 必要に応じて延長コードを用意してください。

8. 火気の使用

- (1) 火気の使用については当日、消防局の立入検査があります。
- (2) 火気設備を使用する出店者は必ず「出店申込書」に使用器具を記入し（消火器を協議会で用意します）、それ以外の出店者も水バケツを各自用意の上、設置してください。
- (3) ガスを使用する場合は、接続部両端ともガス管止めで固定してください。

9. 申込方法

以下の書類を、8月10日（木）（※郵送の場合は必着、持参の場合は17時30分）までに、協議会事務局へ提出してください。申込多数の場合、選考で出店者を決定します（販売する食品の内容や価格等を考慮します）。その他、選考基準・方法、当落の理由等に関する質問にはお答えしかねますので予めご了承ください。

No.	提出書類	備考	☑欄
1	出店申込書及び誓約書	内容をよくお読みいただき、必要事項を記入・押印してください。	
2	営業許可証の写し	<u>有効期限が市民祭り開催日（令和5年10月28日）より前の場合、西宮市保健所で営業許可の継続手続きが必要です。</u> この場合、申込時点で有効な営業許可証を提出し、出店決定後、8月31日（木）までに改めて継続手続き後の営業許可証の写しを提出してください。	
3	販売する食品の写真 ※データ	食品を盛り付けた状態の写真など販売時のイメージと相違がないもの。また、複数の食品を販売する場合、メインとなるメニューの写真を提出してください。	
4	キッチンカー全体の写真 ※データ	No.1. 2. 3とともに、出店者選考に使用します。	
5	キッチンカーの 自動車検査証の写し		
6	キッチンカー平面図 (走行時・展開時の車両 サイズ等が分かるもの)		

※No.3及び4については、写真データを下記アドレスへ送信してください。

送信先アドレス：vo_chiiki@nishi.or.jp

※提出された書類は返却いたしません。また、提出された書類に虚偽の記載があった場合、出店を無効とします。

10. 当日までのスケジュール（予定）

日時	スケジュール	留意事項
8月31日（木）	出店者決定の公表	<u>協議会ホームページに出店決定者の「出店店舗名」を掲載します。</u> ※落選者への個別連絡はいたしませんので、当落の結果は協議会ホームページをご確認ください。
9月下旬	出店関係書類発送	出店決定者に「出店許可証」「参加分担金請求書」「出店者向け説明資料」（出店位置、会場への進入方法、その他出店に関する重要事項を記載）などを送付しますので、必ず内容をご確認ください。
10月17日（火）まで	参加分担金振込期限	

11. 当日のスケジュール（予定）

10月28日（土）

時間	スケジュール	留意事項
10:00	車両通行止め開始 (市役所前線道路等周辺道路)	
10:10 ~10:30	キッチンカー車両配置	警備員の指示に従い、指定された出店位置にキッチンカーを配置してください。 警備および会場設営の都合上、時間を厳守してください。（※時間に遅れた場合は出店を辞退したものとみなします。）
10:30	送電開始	電気工事関係者が送電開始前にチェックのため巡回します。これを終われば使用可能です。
11:00	出店時間開始	出店時間前の販売は禁止です。
17:00	店舗撤収開始 (出店時間終了)	終了のアナウンスに合わせて、店舗撤収の準備を開始してください。 出店場所および周辺の清掃を行い、廃棄物および排水は持ち帰ってください。
17:30	送電終了	
18:00	車両通行止め解除 (市役所前線道路等周辺道路)	
18:15 ~18:45	キッチンカー退場	警備員の指示に従い、キッチンカーを退出させてください。 警備および会場撤去の都合上、時間を厳守してください。

※会場周辺の道路は車両通行止めとなるため、キッチンカー配置後、18時15分までの間、車両の移動は一切できません。退場時刻は変更となる場合があります。

※キッチンカーの配置や退場の際は、来場者との接触事故等を避けるため、必ず警備員の指示に従ってください。

12. その他注意事項

- (1) 会場内およびその周辺は禁煙です。また、キッチンカー内での喫煙も禁止とします。
(喫煙所はありません)
- (2) 来場者および他の出店者等の迷惑とならないよう待機列の整理や騒音抑制（大音量で音楽を流す行為は禁止）に十分配慮してください。また、会場の風紀を乱す行為は慎んでください。
- (3) 建物・公園等の施設等会場を汚損・破損しないよう十分注意してください。
- (4) 出店に際しては、決められたルールを厳守するとともに、必ず協議会および関係機関の指示に従ってください。

13. 悪天候等による中止決定と連絡体制

- (1) 悪天候等、祭りの開催が困難と市民祭り協議会が判断した場合は中止いたします（小雨決行）。
- (2) 開催可否の決定は前日15時を目処に行い、同17時頃までに中止の場合のみ市民祭り協議会から出店申込書に記載された担当者の携帯電話番号に連絡します。
なお、この時点で「開催」と決定した場合でも、その後の天候の急変等により祭りを中止す

る場合もありますので予めご了承ください。

14. 環境に配慮した取り組みへのご協力をお願い

別紙に詳細を記載していますので、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

にしのみや市民祭り協議会事務局
〒662-8567
西宮市六湛寺町10番3号
西宮市市民協働推進課内
TEL：0798-35-3764
FAX：0798-23-5551
Mail：vo_chiiki@nishi.or.jp

第48回 にしのみや市民祭り

環境に配慮した取り組みへのご協力をお願い

近年、環境に配慮したイベント運営が求められており、にしのみや市民祭りでは、次の2つの取り組みを実施します。

出店団体の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

- ① ごみの分別回収の徹底（エコステーションの設置）
- ② プラスチックごみの排出抑制

① ごみの分別回収の徹底（エコステーションの設置）について

会場内にエコステーションを設置し、分別回収を徹底します。

○分類方法

- (1) 可燃ごみ、(2) かん、(3) びん、(4) ペットボトル
 - (5) プラスチック類
- の5分類での回収を徹底いたします。

○エコステーション

六湛寺公園、六湛寺南公園の2箇所にスタッフが常駐するエコステーションを設置し、来場者が捨てるごみを分別回収します。

※ エコステーションでは、食べ物の残り汁の回収は行っておりません。

また、飲料の飲み残しは、来場者に持ち帰りをお願いする予定です。

※ エコステーションは来場者専用です。出店者のごみは必ず持ち帰り、適正に処理してください。

② プラスチックごみの排出抑制について

出店団体の皆さまにプラスチックごみの排出抑制のご協力をお願いします。

★出店団体の皆さまへのごお願い★

- 食べ物の残り汁（ラーメンのスープ等）は、各販売団体さまの責任で回収し、持ち帰って処分してください。

※ 来場者に対しては、購入したブースで処分するようエコステーションのスタッフが案内します。

- 飲食物の販売に使用する使い捨て容器については、可能な限り、使い捨てプラスチック製以外の容器（紙製容器など）の使用をお願いします。

※ 使い捨てプラスチック製容器の使用は禁止しませんが、この取り組みにご理解とご協力をお願いします。

- 来年度以降の環境に配慮した取り組みの参考とするため、出店に使用した容器の種類や数量等の実績報告をお願いする予定です。

※ 報告様式は、出店決定後にお送りする予定です。

【問い合わせ先】

にしのみや市民祭り協議会 事務局

0798-35-3458